

社会福祉法人国分福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国分福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

3 監事が法人及び施設の指導検査への立会、運営状況の指導、監査の業務、理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

4 評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第5条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支払う。

(兼務職員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

附則

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

別表1

名称	報酬(日額)
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

別表2

名称	報酬(日額)
理事長	15,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	10,000円
理事長が出席を求めた者	10,000円

別表3

旅費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	その他
実費	15,000円	10,000円	実費